

生徒心得

1. 服装について

- ① 式典や学校の定める特別行事および校外行事の場・・・フォーマルスタイルとする。
(夏服の上着は白を基調とした襟付きシャツ・ブラウスとする)
- ② 学校生活の場・・・カジュアルスタイルまたはフォーマルスタイルとする。
(日常の学校内では、授業を受けるにふさわしい、本校生徒として自覚ある服装とする。これをカジュアルスタイルという)
- ③ 寮内および外出の場・・・フリースタイルでもよい(自由でよいが清潔を保つよう心がける)
- ④ その他・・・ア. 靴は自由であるが、高価なものや学生として適切でないものは避ける。
イ. コート、マフラー、帽子、手袋等は自由であるが、室内では着用しない。
ウ. 上履きは、校内では指定のスリッパ、体育館では体育館シューズとする。
エ. 体育館に入る時、スリッパは必ず学年指定の下駄箱に入れる。体育館前マット上は上履き・下足ともに着用しない。



制 服	
I 型	II 型
ブレザー	ブレザー
スラックス	スラックス
カッターシャツ	スカート
ネクタイ	カッターシャツ
	ネクタイ

2. 頭髪・服飾について

- ① 染色・脱色・パーマ・ピアス・化粧等は慎むこと。
- ② 身だしなみは清潔でさわやかなものであること。極端な身だしなみは避け、制服の加工はしないこと。
- ③ 校内・外の特定学校行事等について自然で手を加えない状態で行うこと。また化粧、ピアス等も禁止とする。

3. 自動二輪車について(原動機付き自転車を含む)

自動二輪車、又は原動機付き自転車の免許取得について、「高等学校交通安全指導要項」に準じ、指導を行うものとする。

安全安心の観点から、原則として免許取得は認めていない。ただし、個別に相談があった場合、状況に応じてその都度検討する。

4. 自転車について

- ① 自転車は学校所定の場所に置き、必ず施錠すること。
- ② 傘さし・携帯電話またはスマートフォン等操作・イヤホン着用しながら運転はしない。

5. アルバイトについて

- ① アルバイトは、勤務先を熟慮した上で保護者および雇用主の同意を得て学校に届ける。
- ② 学習活動や学校生活に支障をきたすアルバイトは認めない。
- ③ 寮生は休日のみ、自宅から通える範囲とする。自宅通学生はその限りではない。

6. 所持品について

- ① 現金は必要最低限にして、貴重品はなるべく持たない。
- ② 衣類、生活用具、その他所持品については必ず名前を書く。

7. 携帯電話・スマートフォン等について

- ① 授業中の使用については禁止する。寮の消灯後の使用については原則禁止する。
- ② 携帯電話については、授業中・考査中は電源を切りかばんに入れて所持しないこと。また、廊下等での歩きながらの使用は慎むこと。

8. 許可証について

- ① 入室届（授業に遅れた時や再入室時、生徒指導室へ。職員室で発行の時は、担当教師のサインか印鑑を押す）
- ② 早退許可証（職員室、担任または学年担当へ）
- ③ 外出許可証（職員室、担任または学年担当へ）

9. 寮生活について

寮生活は舎監指導の下に、基本的な寮生活の心得を忘れず、「きらら寮則」を守り、常に規律正しい自主的な生活を送るように心掛ける。

- ① 人に迷惑をかけない。
- ② 挨拶をする。
- ③ 時間を守る。
- ④ ものを大切に使う。
- ⑤ 思いやる心を持つ。

10. 家庭と学校の連携について

- ① 家庭と学校と寮の連絡を密にする。
- ② 月に一度の寮の「清流新聞」や各学年の家庭への連絡を充実する。